

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

改正後

(工事検査規則第12条関係)
(建設工事請負契約基準約款第31条関係)
(工事成績評定要領第7条関係)
様式第2号

年 月 日
様
川口市長 印

検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）

下記工事は、完成検査の結果合格したので、川口市工事検査規則第12条第5項の規定により通知します。

また、下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が工事検査日までに決定していないため、川口市工事成績評定要領第7条第2項の規定により工事暫定成績評定結果を併せて通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、完成検査日から14日以内に書面により説明を求めることができます。

この通知後、法令遵守等の措置が決定し、川口市工事成績評定要領第10条の規定により成績評定結果が確定した場合には、この通知による評定結果は無効となります。

記

工事名	
工事場所	
受注者	
請負代金額	金 円
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日 (確認・報告)

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	履行確認 (履行・不履行・対象外)	
評定結果	評定点	／ 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

改正前

(工事検査規則第12条関係)
(建設工事請負契約基準約款第31条関係)
(工事成績評定要領第7条関係)
様式第2号

年 月 日
様
川口市長 印

検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）

下記工事は、完成検査の結果合格したので、川口市工事検査規則第12条第5項の規定により通知します。

また、下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が工事検査日までに決定していないため、川口市工事成績評定要領第7条第2項の規定により工事暫定成績評定結果を併せて通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、完成検査日から14日以内に書面により説明を求めることができます。

この通知後、法令遵守等の措置が決定し、川口市工事成績評定要領第10条の規定により成績評定結果が確定した場合には、この通知による評定結果は無効となります。

記

工事名	
工事場所	
受注者	
請負代金額	金 円
工期	年 月 日 から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日 (確認・報告)

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	技術提案履行確認 (履行・不履行・対象外)	
評定結果	評定点	／ 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

様式第2号 ※「技術提案」を削除

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

<p>(工事成績評定要領第8条関係) 様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: center;">工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）</p> <p>下記の工事成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事名2 工事場所3 評定に疑問のある項目・細別4 説明を請求する理由 <p style="color: red; font-weight: bold;">様式第3号 ※受注者の押印を廃止</p>	<p>(工事成績評定要領第8条関係) 様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市長</p> <p style="text-align: center;">受注者 印</p> <p style="text-align: center;">工事成績評定結果に関する説明請求について（照会）</p> <p>下記の工事成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事名2 工事場所3 評定に疑問のある項目・細別4 説明を請求する理由
--	---

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

(工事成績評定要領第9条関係)
様式第5号

年 月 日

様

川口市長 印

工事成績評定結果の修正について（通知）

下記の工事成績評定結果について、修正を行ったので、川口市工事成績評定要領第9条の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請負代金額	金 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日 (確認・報告)

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	履行確認	(履行・不履行・対象外)
評定結果		評定点 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

(工事成績評定要領第9条関係)
様式第5号

年 月 日

様

川口市長 印

工事成績評定結果の修正について（通知）

下記の工事成績評定結果について、修正を行ったので、川口市工事成績評定要領第9条の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請負代金額	金 円
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日 (確認・報告)

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	技術提案履行確認	(履行・不履行・対象外)
評定結果		評定点 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

様式第5号 ※「技術提案」を削除

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

（工事成績評定要領第10条関係）
様式第6号

年 月 日

様

川口市長 印

工事成績評定結果の確定について（通知）

下記の工事暫定成績評定結果を確定したので、川口市工事成績評定要領第10条の規定により通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、完成検査日から14日以内に書面で説明を求めることができます。

また、修正後の成績評定結果については、年 月 日より適用します。

記

工事名	
工事場所	
受注者	
請負代金額	金 円
工期	年 月 日から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日（確認・報告）

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	履行確認	(履行・不履行・対象外)
評定結果	評定点	／ 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

（工事成績評定要領第10条関係）
様式第6号

年 月 日

様

川口市長 印

工事成績評定結果の確定について（通知）

下記の工事暫定成績評定結果を確定したので、川口市工事成績評定要領第10条の規定により通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、完成検査日から14日以内に書面で説明を求めることができます。

また、修正後の成績評定結果については、年 月 日より適用します。

記

工事名	
工事場所	
受注者	
請負代金額	金 円
工期	年 月 日から 年 月 日まで
検査年月日	年 月 日 手直し有・無
手直し年月日	年 月 日（確認・報告）

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来映え	／ 8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
8. 総合評価	技術提案履行確認	(履行・不履行・対象外)
評定結果	評定点	／ 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第1位で四捨五入して整数としている。

様式第6号 ※「技術提案」を削除

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

別紙5

細目別評定点採点表

項目	細別	①監査員等	②評定員	③検査員	④検査員	細目別評定点	採点割合
1 施工体制	I 施工体制一般	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0				0.0 / 3.3 点	0%
	II 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0				0.0 / 4.1 点	0%
2 施工状況	I 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0	0.0 / 13.0 点	0%
	II 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 0.0			0.0 / 6.1 点	0%
	III 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 0.0			0.0 / 6.8 点	0%
	IV 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0				0.0 / 3.7 点	0%
3 出来形及び出来映え	I 出来形	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0		0.0 / 14.9 点	0%
	II 品質	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0		0.0 / 17.4 点	0%
	III 出来映え	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 0.0		0.0 / 8.5 点	0%
4 工事特性	I 施工条件等への対応	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 0.0				0.0 / 7.3 点	0%
5 創意工夫	I 創意工夫	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 0.0				0.0 / 5.7 点	0%
6 社会性	I 地域への貢献等	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 0.0				0.0 / 5.2 点	0%
7 法令遵守等		(0.0) × 1.0 = 0.0				- 0	
評定点合計						0 / 100.0 点	
B 総合評価	履行確認		履行				

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※ 「技術提案」を削除

別紙5

細目別評定点採点表

(工事成績評定要領第5条関係)

別紙5

項目	細別	①監査員	②評定員	③検査員	④細目別評定点	得点割合(%)
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点			()	3.3 点
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点			()	4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	()	13.0 点
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点		()	8.1 点
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点		()	8.8 点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点			()	3.7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	()	14.9 点
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	()	17.4 点
	III. 出来映え			() × 0.4 + 6.5 = 点	()	8.5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点		()	7.3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点			()	5.7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献度		() × 0.2 + 3.2 = 点		()	5.2 点
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点		()	0 点
細目別評定点合計					()	100 点
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行・不履行・対象外			

※ (①+②+③)+④=細目別評定点
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
 ※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

別紙6

建設工事成績報告書 完成 変更回数 回数

二事名	二事種別	工 期 評 定														
		1				2				3						
工事種別	建設年度	工 期														
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

評定点計 総合評定 0点

※1 6点 + 1, ~3, の評定（加減点合計） + 4, ~6, の評定（加減点計） = 評定点
各評定点 (①~⑥) は小數第二位を四捨五入して表示している。
※2 工事特性は、当該工事特有の重要な高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、困難な作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
※3 新設工事は、企業の工完やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4, 5, 6, は加減評定のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5 原具は必ず記載する。
※6 各事業項目ごとの評価は、事業項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、担当監督員、評定員が行う。
※7 法令遵守等の評価は、評定員が行う。
※8 評定点合計は、小數第一位を四捨五入して整数としている。
※9 総合評定技術指標については、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※「技術提案」を削除

新財務会計システム導入に伴い、様式の変更をするもの。
（国土交通省で標準とする 中間検査で評定を行うタイプの様式）
→川口市では中間検査で評定を行っておりませんので、この部分については使用しません。

別紙6

建設工事成績報告書

工事名	評定員		検査員		検査員		検査員		検査員	
工事種別	工 期	から	まで	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	検査員	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	

※1 6点 + 1, ~3, の評定（加減点合計） + 4, ~6, の評定（加減点計） = 評定点
※2 工事種別は、建設工事は「新設」、改築等は「改築」として表示する。
※3 評定員は、企業の上記のノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4, 5, 6, は加減評定のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
※5 原具は必ず記載する。
※6 各事業項目ごとの評価は、事業項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、担当監督員、評定員が行う。
※7 法令遵守等の評価は、評定員が行う。
※8 評定点合計は、小數第一位を四捨五入して整数としている。
※9 総合評定技術指標については、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決議）の一部を次のように改正する。

「施工プロセス」チェックリスト（土木工事）

川口市工事成績評定要領第5条関係
別紙8-1① 「施工プロセス」チェックリスト（土木工事） (1/4)

1. 工事名: 〇
 2. 工期: 昭和52年1月01日 ~ 昭和52年1月01日
 3. 発注者: 〇
 4. 発注者名: 〇

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要プロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて加減することとする。
 ②チェックシートは、事務もしくは現場で確認した日付、及びその内容が適宜であれば口頭シレーマを記入し、適宜の印を、発注者に捺印し、原簿に捺印、原簿を提出し、提出後、発注者から返却される。
 ③項目の定義については、契約書、当初契約後、変更後、工期中に発行された契約書等による。

評価項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(仮の基準)										備考 (他基準項及び その修正状況等)			
			計画	着手前	施工中									完成時		
品質	①計画内容の明確化	計画内容が、14日以内に契約工費表及び概算内訳書の提出が完了している。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②00円への登録	①の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④労働安全衛生法	労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- ※②コリンズ登録を3,500万円以上から2,000万円以上に変更
- ③500万円以上2,000万円未満工事のコリンズ登録を評価対象に追加
- ④建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度等）の退職金制度を評価対象に追加

「施工プロセス」チェックリスト（土木工事）

川口市工事成績評定要領第5条関係
別紙8-1① 「施工プロセス」チェックリスト（土木工事） (1/4)

1. 工事名: 新橋線47号線延伸後改修工事
 2. 工期: 令和元年12月19日 ~ 令和2年3月27日
 3. 発注者: 株式会社有馬建設
 4. 発注者名: 〇

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要プロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて加減することとする。
 ②チェックシートは、事務もしくは現場で確認した日付、及びその内容が適宜であれば口頭シレーマを記入し、適宜の印を、発注者に捺印、原簿を提出し、提出後、発注者から返却される。
 ③項目の定義については、契約書、当初契約後、変更後、工期中に発行された契約書等による。

評価項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項等)										備考 (他基準項及び その修正状況等)			
			対象	着手前	施工中									完成時		
品質	①新長代管内調査	①契約締結後、14日以内に契約工費表及び概算内訳書の提出が完了している。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	②00円への登録	①の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		②の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③の00円(「00」)については、事前に監督員との確認をとり、契約締結後10日以内(登録後)に提出している。(契約後、変更後、変更前)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③建設業退職金共済制度	建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		建設業退職金共済制度加入者及び加入予定者の届出が14日以内に提出されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④労働安全衛生法	労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		労働安全衛生法に基づき、労働者に対する安全衛生教育が実施されている。(契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙1①（土木工事）（監督員）

別紙1①		審査項目別運用表					[監督員]
審査項目	種別	a	b	c	d	e	
1. 施工計画	1. 施工計画	適正である	ほぼ適正である	約の項目に該当しない	完全不適正である 審査対象となる項目に、監督員が変更による改善指示を行った。	不適正である 完全不適正に別して、監督員からの変更による改善指示がなされた。	
		<p>対象 計画</p> <p>□ 1 契約締結後、14日以内に契約工事業者が資機材を準備し提出した。</p> <p>□ 2 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員の同意を受け、両当事者10日以内に合意書に同意した。</p> <p>□ 3 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員が同意した。</p> <p>□ 4 建設法人等が計画を準備し、14日以内に提出した。</p> <p>□ 5 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 6 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 7 建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度）の退職金制度に加入していることが認められる。</p> <p>□ 8 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 9 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 10 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 11 施工計画に必要事項が記載され、かつ、同一のものを作成した。</p> <p>□ 12 施工計画に必要事項（写）及び印字機が添付されている。</p> <p>□ 13 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 14 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 15 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 16 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 17 建設法人が下請の作業に、作業員、作業員が多数参加している。</p> <p>□ 18 その他</p>	<p>□ 1 契約締結後、14日以内に契約工事業者が資機材を準備し提出した。</p> <p>□ 2 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員の同意を受け、両当事者10日以内に合意書に同意した。</p> <p>□ 3 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員が同意した。</p> <p>□ 4 建設法人等が計画を準備し、14日以内に提出した。</p> <p>□ 5 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 6 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 7 建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度）の退職金制度に加入していることが認められる。</p> <p>□ 8 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 9 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 10 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 11 施工計画に必要事項が記載され、かつ、同一のものを作成した。</p> <p>□ 12 施工計画に必要事項（写）及び印字機が添付されている。</p> <p>□ 13 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 14 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 15 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 16 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 17 建設法人が下請の作業に、作業員、作業員が多数参加している。</p> <p>□ 18 その他</p>	約の項目に該当しない	完全不適正である 審査対象となる項目に、監督員が変更による改善指示を行った。	不適正である 完全不適正に別して、監督員からの変更による改善指示がなされた。	
		<p>理由</p> <p>① 評価対象項目が施工計画について評価の対象となる場合は「別表」欄の「理由」欄に記入し、理由の理由を記入する。</p> <p>② 「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>③ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>④ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑤ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑥ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑦ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p>					
		評価	OK	OK	OK	OK	

- ※②コリンズ登録を3, 500万円以上から2, 000万円以上に変更
- ③500万円以上2, 000万円未満工事のコリンズ登録を評価対象に追加
- ⑧建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度等）の退職金制度を評価対象に追加

審査項目別運用表 別紙1①（土木工事）（監督員）

別紙1①		審査項目別運用表					[監督員]
審査項目	種別	a	b	c	d	e	
1. 施工計画	1. 施工計画	適正である	ほぼ適正である	約の項目に該当しない	完全不適正である 審査対象となる項目に、監督員が変更による改善指示を行った。	不適正である 完全不適正に別して、監督員からの変更による改善指示がなされた。	
		<p>対象 計画</p> <p>□ 1 契約締結後、14日以内に契約工事業者が資機材を準備し提出した。</p> <p>□ 2 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員の同意を受け、両当事者10日以内に合意書に同意した。</p> <p>□ 3 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員が同意した。</p> <p>□ 4 建設法人等が計画を準備し、14日以内に提出した。</p> <p>□ 5 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 6 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 7 建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度）の退職金制度に加入していることが認められる。</p> <p>□ 8 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 9 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 10 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 11 施工計画に必要事項が記載され、かつ、同一のものを作成した。</p> <p>□ 12 施工計画に必要事項（写）及び印字機が添付されている。</p> <p>□ 13 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 14 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 15 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 16 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 17 建設法人が下請の作業に、作業員、作業員が多数参加している。</p> <p>□ 18 その他</p>	<p>□ 1 契約締結後、14日以内に契約工事業者が資機材を準備し提出した。</p> <p>□ 2 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員の同意を受け、両当事者10日以内に合意書に同意した。</p> <p>□ 3 3,000万円以上1億円未満のコリンズについて、事前に監督員が同意した。</p> <p>□ 4 建設法人等が計画を準備し、14日以内に提出した。</p> <p>□ 5 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 6 建設業退職金共済制度に加入している者（専ら）を必要とする者（専ら）が加入している。</p> <p>□ 7 建設業退職金共済制度以外（中小企業退職金共済制度）の退職金制度に加入していることが認められる。</p> <p>□ 8 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 9 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 10 建設業退職金共済制度を必要とする旨を説明している。（次ぎ（300万円以上）も同様である。）</p> <p>□ 11 施工計画に必要事項が記載され、かつ、同一のものを作成した。</p> <p>□ 12 施工計画に必要事項（写）及び印字機が添付されている。</p> <p>□ 13 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 14 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 15 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 16 施工計画に必要事項の「建築保証人承認」に、記入又は捺印されている。</p> <p>□ 17 建設法人が下請の作業に、作業員、作業員が多数参加している。</p> <p>□ 18 その他</p>	約の項目に該当しない	完全不適正である 審査対象となる項目に、監督員が変更による改善指示を行った。	不適正である 完全不適正に別して、監督員からの変更による改善指示がなされた。	
		<p>理由</p> <p>① 評価対象項目が施工計画において評価の対象となる場合は「別表」欄の「理由」欄に記入し、理由の理由を記入する。</p> <p>② 「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>③ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>④ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑤ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑥ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p> <p>⑦ 対象項目「理由」欄に記入する場合は必ず「理由」欄に記入する。</p>					
		評価	OK	OK	OK	OK	

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

考查項目別運用表 別紙3③10（土木工事）（検査員）

別紙3-③-10

考查項目別運用表 （検査員）

考查項目	種別	a	b	c	d	e
3. 出典表及び出典検査	橋梁下部工事	<p>⑩ 評価対象項目が当該工種において評価の対象となる場合にのみ「作業」欄の口「シ」印を記入し、評価が対象とならない場合は空白とする。</p> <p>⑪ 「シ」印を記入した項目について該当する評価は「特定」欄の口「シ」印を記入する。</p> <p>⑫ 対象工種「シ」印のある項目は必ずしも評価対象となるものではない。</p> <p>⑬ 評価項目「シ」印のある項目は必ずしも評価対象となるものではない。</p> <p>⑭ 仮に、評価対象項目が当該工種以下の項目として評価される。</p> <p>⑮ 仮に、空欄による評価を示す場合は、上記項目を上らず、a評価とする。</p>			<p>品質関係の衛生安全法に規定された事項を遵守していること、検査員が評価基準を遵守していること。</p>	<p>品質関係の衛生安全法に規定された事項を遵守していること、検査員が評価基準を遵守していること。</p>
1. 品質		<p>【評価】</p> <p>① 1 橋脚の構造及び基礎が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>② 2 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>③ 3 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>④ 4 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑤ 5 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑥ 6 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑦ 7 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑧ 8 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑨ 9 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑩ 10 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑪ 11 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑫ 12 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されていること確認できる。</p> <p>⑬ 13 その他（理由：）</p> <p>【製作（鉄筋コンクリート）】</p> <p>⑭ 14 コンクリートの配合設計及び配合管理が適切に行われており、コンクリートの品質（強度、w/c、最大骨材径、塩化物含量、単位重量）が確認できる。</p> <p>⑮ 15 コンクリートに配合された必要の材料が適切に配合されており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>⑯ 16 正確な配合設計に使用したコンクリート配合設計が、当該現場の条件で実施されていること確認できる。</p> <p>⑰ 17 施工現場の配合設計に使用した配合設計が、当該現場の条件で実施されていること確認できる。</p> <p>⑱ 18 コンクリートの品質管理が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>⑲ 19 コンクリートの品質管理が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>⑳ 20 品質管理が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>㉑ 21 コンクリート打設まで必要、十分な養生が適切に行われていること確認できる。</p> <p>㉒ 22 打設後の養生が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>㉓ 23 打設後の養生が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>㉔ 24 コンクリートの養生が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>㉕ 25 コンクリートの養生が、必要に応じて実施されていること確認できる。</p> <p>㉖ 26 養生が適切に行われていること確認できる。</p> <p>㉗ 27 その他（理由：）</p> <p>評価基準：a - 該当項目数、b - 評価対象項目数、c - 評価対象項目数、d - 評価対象項目数</p>			<p>品質関係の衛生安全法に規定された事項を遵守していること、検査員が評価基準を遵守していること。</p>	<p>品質関係の衛生安全法に規定された事項を遵守していること、検査員が評価基準を遵守していること。</p>

（新設）

別紙3-③-11

考查項目別運用表 （検査員）

考查項目	工種	a	b	c	d	e	
3. 出典表及び出典検査	橋梁下部工事	<p>●該当する項目の口「シ」印を記入する。</p> <p>① 1 施工管理記録等から平常可視部分の出来ばえの良否が判別できる。</p> <p>② 2 塗り作業が適切に行われている。</p> <p>③ 3 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されている。</p> <p>④ 4 橋脚の構造及び基礎の設計が適切に設計されている。</p> <p>⑤ 5 パレットを必要に応じてクラックや損傷の多い箇所に設置している。</p> <p>⑥ 6 全体的な美観が良好である。</p>			<p>●評価基準</p> <p>・該当項目が6以上.....a</p> <p>・該当項目が5以上4未満.....b</p> <p>・該当項目が4以上3未満.....c</p> <p>・該当項目が3以上2未満.....d</p>	<p>●評価基準</p> <p>・該当項目が6以上.....a</p> <p>・該当項目が5以上4未満.....b</p> <p>・該当項目が4以上3未満.....c</p> <p>・該当項目が3以上2未満.....d</p>	<p>●評価基準</p> <p>・該当項目が6以上.....a</p> <p>・該当項目が5以上4未満.....b</p> <p>・該当項目が4以上3未満.....c</p> <p>・該当項目が3以上2未満.....d</p>

※検査項目に「橋梁下部工事」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③14（土木工事）（検査員）

別紙3-③-14 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 程	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
1. 出稼先 （出稼先 ）	矢板護岸	<p>① 計測対象物の法定工事として計測対象となる場合は「計測」欄の口を「○」の値記入し、計測対象から外れる場合は空欄とする。</p> <p>② 「し」欄に記入した項目について計測する場合は「計測」欄の口を「し」の値記入する。</p> <p>③ 計測値「し」欄の各項目の計測値を記入し、計測対象外の項目は空欄とする。</p> <p>④ 計測値「し」欄に計測項目（ ） / 計測対象項目（ ）</p> <p>⑤ 各項目の計測値が計測項目の各項目に計測される。</p> <p>⑥ また、空欄による計測対象外の場合は「し」欄に記入する。●計測とする。</p>										<p>品質関係の重要部分（構造部材等）の計測値が計測項目の各項目に計測される。</p> <p>品質関係の重要部分（構造部材等）の計測値が計測項目の各項目に計測される。</p>				
L. 品質		<p>品質 判定</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 2 材料の品質検査が実施されている。 <input type="checkbox"/> 3 竣工・仮設の取組について、設計書・仕様書等で定められた方法で実施されている。 <input type="checkbox"/> 4 竣工・仮設の取組等が実施されている。（出来しがりである。） <input type="checkbox"/> 5 建築関係の品質検査・検査・検査が実施されている。 <input type="checkbox"/> 6 築造の仕上がりは、仕様書等と一致し、かつ、堅固である。必要があれば通知である。 <input type="checkbox"/> 7 漏水、漏水等の発生が認められている。 <input type="checkbox"/> 8 計測項目上の重要事項（重要事項）が実施されている。 <input type="checkbox"/> 9 計測項目上の重要事項（重要事項）が実施されている。 <input type="checkbox"/> 10 コンクリートの養生が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12 仮設の養生及び防水が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13 養生の養生が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 14 その他 <p>評価値 14 - 計測項目数 0 / 計測対象項目数 0 以下で評価とする</p>										<p>●計測基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ <p>※計測項目の計測値が計測項目の各項目に計測される。</p>				

別紙3-③-14 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 程	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	カ	キ	ク	ケ	コ
3. 出稼先 （出稼先 ）	矢板護岸	<p>●計測基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 										<p>●計測基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 計測項目の計測値・・・ 				

※検査項目に「矢板護岸」を追加

(新 設)

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③17（土木工事）（検査員）

別紙3-③-17

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
2. 土木検査 ひび割れ検査 A. （土留、ポンプ スクリュー 杭、コンクリート 種別水路等）	コンクリート二次製品水路工事	<p>① 評価対象項目の当該工事における評価の種別と評価項目を審査員は「対象」欄の□に「○」印を記入し、評価が可能な項目については「対象」欄の□に「○」印を記入する。</p> <p>② 「○」印を記入した項目について評価する場合は「審査」欄の□に「○」印を記入する。</p> <p>③ 評価項目「○」印の表示項目数をすべて「評価項目数」で評価する。</p> <p>④ 評価値（$\frac{0}{50}$）= 該当項目数（$\frac{0}{}$）/ 評価項目数（$\frac{0}{}$）</p> <p>⑤ なお、評価対象項目数が当該項目以下の場合は「○」印を記入する。○印はとずる。</p> <p>⑥ また、空欄による評価を行った場合は、「○」印を記入する。○印はとずる。</p>				<p>在り期間の測定方法又は測定書の不備がなかったため、評価値が0で済まされた。</p>	<p>在り期間の測定方法又は測定書の不備がなかったため、評価値が0で済まされた。</p>	
E. 品質		<p>対象項目</p> <p>1. コンクリート関係</p> <p>1. 施工現場が平準化されている。</p> <p>2. 法面や掘削面の傾斜がよい。</p> <p>3. 測定値が適切に反映されている。</p> <p>4. 標準偏差の値が規定値を超えていないことが確認できる。</p> <p>5. コンクリート製造物、その硬さが施工がよくなる。</p> <p>6. 測定値が小さく、強度が低い製品が採用されていることが確認できる。</p> <p>7. 二次製品の作り込み、溶けの跡に十分な注意を払っていることが確認できる。</p> <p>8. 漏水等の発生しておらず、水漏れが確認できない。</p> <p>【検査要領】</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 杭に浮腫及び割れ等の無いことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 掘削時の防止設備の方法が整備されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 杭割れに対して、杭本体が保護されていないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 水中橋、柱基礎等の、杭割れを防止していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. その他</p> <p>評価値 = $\frac{0}{}$ / 評価項目数 $\frac{0}{}$ / 評価対象項目数 $\frac{0}{}$ / 評価対象項目数が0項目以下の場合は0で評価できる。</p>				<p>●検査要領</p> <p>・ 結果項目が0%以上・・・・・・ a</p> <p>・ 結果項目が0%以上10%未満・・・・・・ a'</p> <p>・ 結果項目が10%以上20%未満・・・・・・ b</p> <p>・ 結果項目が20%以上30%未満・・・・・・ b'</p> <p>・ 結果項目が30%以上40%未満・・・・・・ c</p> <p>・ 結果項目が40%以上50%未満・・・・・・ d</p> <p>・ 結果項目が50%以上・・・・・・ e</p> <p>※ 評価対象項目数が0項目以下の場合は0で評価できる。</p>		

別紙3-③-17

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 種	a	b	c	d
		受れている	受けていない	約の程度に該当しない	受けている
2. 土木検査 ひび割れ検査 A. （土留、ポンプ スクリュー 杭、コンクリート 種別水路等）	コンクリート二次製品水路工事	<p>●検査要領</p> <p>1. 評価対象項目の当該工事における評価の種別と評価項目を審査員は「対象」欄の□に「○」印を記入する。</p> <p>2. 「○」印を記入した項目について評価する場合は「審査」欄の□に「○」印を記入する。</p> <p>3. 評価項目「○」印の表示項目数をすべて「評価項目数」で評価する。</p> <p>4. 評価値（$\frac{0}{50}$）= 該当項目数（$\frac{0}{}$）/ 評価項目数（$\frac{0}{}$）</p> <p>5. なお、評価対象項目数が当該項目以下の場合は「○」印を記入する。○印はとずる。</p> <p>6. また、空欄による評価を行った場合は、「○」印を記入する。○印はとずる。</p> <p>【検査要領】</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 杭に浮腫及び割れ等の無いことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 掘削時の防止設備の方法が整備されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 杭割れに対して、杭本体が保護されていないことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 水中橋、柱基礎等の、杭割れを防止していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. その他</p> <p>評価値 = $\frac{0}{}$ / 評価項目数 $\frac{0}{}$ / 評価対象項目数 $\frac{0}{}$ / 評価対象項目数が0項目以下の場合は0で評価できる。</p>			

※検査項目に「コンクリート二次製品水路工事+杭基礎」を追加

(新 設)

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③18（土木工事）（検査員）

別紙3-0-18

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	品目	1	2	3	4	5
3. 出払先及び出張費	コンクリート二次製品水路工事 （工盤、ボックスクラス、パイプ、フック等の仮設等）	<p>① 評定対象項目が当該工事に係る評定の対象となる場合は「対表」欄の□に「1」を記入し、当該評定の対象となる旨を記載する。</p> <p>② 「1」を記入した項目について記すべき場合は「対表」欄の□に「1」を記入する。</p> <p>③ 対表欄「1」に記入する場合は、当該評定の対象となる旨を記載する。</p> <p>④ 対表欄「1」に記入する場合は、当該評定の対象となる旨を記載する。</p> <p>⑤ 対表欄「1」に記入する場合は、当該評定の対象となる旨を記載する。</p> <p>⑥ また、当該工事に係る当該項目は、上記評定によるものとする。</p>				
		<p>対表 決定</p> <p>□ 5 主要な構造物に施工されている。</p> <p>□ 6 工区確保が早業に仕上げられている。</p> <p>□ 7 構造等が設計通りの通りである。</p> <p>□ 8 材料が適切に供給されている。</p> <p>□ 9 関係者の出入り関係等が適切に保たれていること等が確認できる。</p> <p>□ 10 工区確保が早業に仕上げられている。</p> <p>□ 11 寸法精度が良く、表面状態が良好に保たれていること等が確認できる。</p> <p>□ 12 二次製品の処理状況、関係者の出入り関係等が適切に保たれていること等が確認できる。</p> <p>□ 13 関係者の出入り関係等が適切に保たれていること等が確認できる。</p> <p>□ 14 関係者の出入り関係等が適切に保たれていること等が確認できる。</p> <p>理由</p> <p>評定値 1 対表項目数 1 / 評定対象項目数 3 対表項目数対表項目数以下等の評価とする</p>				
		<p>● 評定基準</p> <p>対表項目の数以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ b</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ c</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ d</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ e</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ f</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ g</p>				

別紙3-0-18

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	品目	1	2	3	4	5
3. 出払先及び出張費	コンクリート二次製品水路工事 （工盤、ボックスクラス、パイプ、フック等の仮設等）	<p>● 評定基準</p> <p>対表項目の数以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ b</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ c</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ d</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ e</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ f</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ g</p>				
		<p>● 評定基準</p> <p>対表項目の数以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ b</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ c</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ d</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ e</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ f</p> <p>対表項目の数以上対表項目数・・・・・・ g</p>				

(新 設)

※検査項目に「コンクリート二次製品水路工事+仮設等」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③21（土木工事）（検査員）

別紙3-③-21

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	細則	a	b	c	d	e
Ⅱ、出資者 出資者 （出資者 の割合 は除く）	二次製品構造物 （擁壁類 〔補強土擁壁 は除く〕）	<ul style="list-style-type: none"> ① 二次製品構造物（擁壁類）が当該工事において整備の対象となる場合は「別表」欄の口に「し」を記入し、詳細の記載をなす欄に「し」を記入する。 ② 「し」を記入した項目において該当する事項は（付録）欄の口に「し」を記入する。 ③ 付録欄に「し」の付記する項目を除いて当該項目の審査対象とする。 ④ 評価は（ ）30＝提出項目数（ ）/評価対象項目数（ ） ⑤ なお、評価対象項目数が提出項目以下の場合は0とする。 ⑥ また、評価による当該項目の点数は、当該項目よりまず、④を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 仕様書等で定められている品質要件が満たされている。 2 特殊の品質管理計画が実施されている。 3 100%検査体制について、仕様書で規定する検査、評価を満足している。 4 最終点検の箇所、箇所、検査箇所が適切に実施されていることが確認できる。 5 二次製品の検査、取り込み、取り分け等が適切に行われていることが確認できる。 6 100%検査体制、検査計画の作成が適切に行われていることが確認できる。 7 検査記録、検査結果の取扱いが適切に行われていることが確認できる。 8 最終コンクリート及び天端等の最終コンクリートのコンクリート等の欠陥が無い。 9 特殊の検査のために、加圧試験が適切に実施されていることが確認できる。 10 補強における圧入の圧入、圧入の圧入が適切に行われていることが確認できる。 11 100%検査体制、検査計画の作成が適切に行われていることが確認できる。 12 コンクリート等補強の施工にあたり、コンクリート等の配合、採取、行状、試験の結果及び養生が適切に行われていることが確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 品質要件の満足が不足している。 2 品質要件の満足が不足している。 3 品質要件の満足が不足している。 4 品質要件の満足が不足している。 5 品質要件の満足が不足している。 6 品質要件の満足が不足している。 7 品質要件の満足が不足している。 8 品質要件の満足が不足している。 9 品質要件の満足が不足している。 10 品質要件の満足が不足している。 11 品質要件の満足が不足している。 12 品質要件の満足が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 品質要件の満足が不足している。 2 品質要件の満足が不足している。 3 品質要件の満足が不足している。 4 品質要件の満足が不足している。 5 品質要件の満足が不足している。 6 品質要件の満足が不足している。 7 品質要件の満足が不足している。 8 品質要件の満足が不足している。 9 品質要件の満足が不足している。 10 品質要件の満足が不足している。 11 品質要件の満足が不足している。 12 品質要件の満足が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 品質要件の満足が不足している。 2 品質要件の満足が不足している。 3 品質要件の満足が不足している。 4 品質要件の満足が不足している。 5 品質要件の満足が不足している。 6 品質要件の満足が不足している。 7 品質要件の満足が不足している。 8 品質要件の満足が不足している。 9 品質要件の満足が不足している。 10 品質要件の満足が不足している。 11 品質要件の満足が不足している。 12 品質要件の満足が不足している。

別紙3-③-21

審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 種	a	b	c	d
Ⅱ、出資者 出資者 （出資者 の割合 は除く）	二次製品構造物	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する項目の口に「し」を記入する。 1 検査の通りがよい。 2 材料の品質、及び仕様がよい。 3 大層及び層の仕上げがよい。 4 クラックが無い。 5 腐食が無い。 6 特殊な支保が無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査結果 1 検査項目が検査項目以上・・・・・・ 2 検査項目が検査項目以上・・・・・・ 3 検査項目が検査項目以上・・・・・・ 4 検査項目が検査項目以上・・・・・・ 5 検査項目が検査項目以上・・・・・・ 		

(新 設)

※検査項目に「二次製品構造物〔擁壁類（補強土擁壁は除く）〕」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③53（土木工事）（検査員）

別紙3-③-53 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来検査	総合工種	<p>① 評定対象項目が当該工種について評定対象となる場合には「対象」欄の□に「し」印を記入し、評定の対象とならない場合は空欄とする。</p> <p>② 「し」印を記入した項目について該当する理由を「理由」欄の□に「し」印を記入する。</p> <p>③ 評定率(%)は、該当する項目数を対象項目数で除算する。</p> <p>④ 評定率(%) = (該当項目数 / 対象項目数) × 100</p> <p>⑤ なお、評定率(%)が50%未満の場合は、50%と評定する。</p> <p>⑥ また、次欄より当該項目が該当する場合は、上記評定率より上りとする。</p>		<input type="checkbox"/> 品質管理の測定方法及び測定器具の不備等があったため、監督員が式書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質管理の測定方法及び測定器具の不備等があったため、検査員が再検査を行った。
	Ⅱ. 品質	<p>1 築床及び舗装工のブルーローリングが行われていることが確認できる。</p> <p>2 築床及び舗装工の締固めの仕上がり等は、設計図書のとおり行われていることが確認できる。</p> <p>3 築床及び舗装工の密着管理が、設計図書の状態を満足していることが確認できる。</p> <p>4 アスファルト舗装の混合比が、適切に管理・記録され、基準を満足していることが確認できる。</p> <p>5 舗装の表面の粗度係数、圧縮率・吸水率等の測定値が、設計図書に適合していることが確認できる。</p> <p>6 縦断目、横断目及び構造物との接合部は、必要材料を適量供給していることが確認できる。</p> <p>7 乳剤の残存量が、仕工程に定められた範囲以上であることが確認できる。</p> <p>8 使用材料の供給が品質管理等で確認できる。</p> <p>9 コンクリート二次搬送の用器の清掃が適切に行われている。</p> <p>10 コンクリート二次搬送の用器の清掃、圧入等の適切に行われている。</p> <p>11 使用材料に乾燥がなく、適切に施工されている。</p> <p>12 表層砕石、裏込土が評定の標準、寸法で確保され、状況が確認できる。</p> <p>13 コンクリートの配合材料の管理が適切に行われており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材径、単位重量、単位体積、空気含有率等)が確認できる。</p> <p>14 コンクリート使用材料に必要な試験を実施しており、強度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>15 圧入機等の使用したコンクリート供給機が、当該規格の規格値であることが確認できる。</p> <p>16 その他</p>	<p>●評定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目が90%以上・・・ a ・ 該当項目が80%以上90%未満・・・ b ・ 該当項目が70%以上80%未満・・・ c ・ 該当項目が60%以上70%未満・・・ d ・ 該当項目が50%未満・・・ e 		
		<p>評定率 = (該当項目数 / 対象項目数) × 100</p> <p>評定率(%)が50%未満の場合は、50%と評定する。</p>			

別紙3-③-53 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来検査	総合工種	<p>●該当する項目の□に「し」印を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 舗装の平坦性が良好。 2 縦断目等の必要項目が良好。 3 横断目等の必要項目が良好。 4 縦断目等の必要項目が良好。 5 横断目等の必要項目が良好。 	<p>●評定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目以上・・・ a ・ 該当項目・・・ b ・ 該当項目・・・ c ・ 該当項目以下・・・ d 		

※検査項目に「総合工種（道路）」を追加

(新設)

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③54（土木工事）（検査員）

別紙3-③-14 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
Ⅲ、出発検査	総合工種 （道路+下水道）	<p>① 評定対象項目が当該工種において評定の対象となる場合には「対象」欄の□に「し」印を記入し、対象外項目とならぬ場合は「対象外」欄の□に「し」印を記入する。</p> <p>② 「し」印を記入し、項目□に「し」印を記入する場合は「評定」欄の□に「し」印を記入する。</p> <p>③ 対象欄に「し」印のある項目数を分母として、対象外項目数を分子とする割合を算出する。</p> <p>④ 評定率（%）= 対象項目数 / 対象項目数 × 100</p> <p>⑤ なお、評定対象項目数が項目以下の場合は「評定」とする。</p> <p>⑥ また、文書による検査報告を行った場合は、上記評定によらず、e評定とする。</p>					<p>品質検査が規定方法又は規定期に完了できなかったため、検査員が検査報告を行う必要がある。</p>	<p>品質検査が規定方法又は規定期に完了できなかったため、検査員が検査報告を行う必要がある。</p>
	Ⅲ、品質	<p>対象 評定</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 鉄筋及び鉄骨工のブルーシートを付いていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 鉄筋及び鉄骨工の継ぎ目の仕上がり等は、設計図面のとおり行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 鉄筋及び鉄骨工の強度管理が、設計図面の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 アスファルト舗装物の舗装管理が、適切に行われ、基準を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 舗装物の強度の確保が、仕様書に定められた数値以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 6 舗装目、排水目及び構造材の接合部の密着性を確認していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7 凡目の検査が、仕様書に定められた数値以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8 使用材料の規格が品質管理書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 9 エポキシ樹脂の樹脂比が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 10 エポキシ樹脂の樹脂比が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 11 使用材料に異常がなく、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 12 使用材料、施工方法及び養生等の実施が、仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 13 コンクリートの配合設計及び試験値が、仕様書に定められている。コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応係数）が確認できる。 <input type="checkbox"/> 14 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、結果、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 15 圧入試験等試験に使用したコンクリート使用材料が、当該現場の材料であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 16 マンホール用品の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 17 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 18 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 19 土留工が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 20 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 21 埋戻し、保護層等の施工が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 22 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 23 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 24 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 25 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 26 管の規格・品質が仕様書に定められている。 <input type="checkbox"/> 27 その他（理由：） <p>評定率 = 該当項目数 / 評定対象項目数 × 100</p> <p>評定対象項目数が項目以下の場合は「評定」とする。</p>					<p>●検査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当項目数の90%以上……………a 該当項目数の80%以上90%未満……………b 該当項目数の70%以上80%未満……………c 該当項目数の60%以上70%未満……………d 該当項目数の50%未満……………e 	

(新 設)

別紙3-③-14 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 種	a	b	c	d	
Ⅲ、出発検査	総合工種	<p>●該当する項目の□に「し」印を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 舗装の平間高が正しい。 <input type="checkbox"/> 2 舗装の深さの割合が正しい。 <input type="checkbox"/> 3 舗装の強度が正しい。 <input type="checkbox"/> 4 舗装の強度の割合が正しい。 <input type="checkbox"/> 5 舗装の仕上がり、使用材料の品質が確認されている。 <input type="checkbox"/> 6 管の規格が正しい。 <input type="checkbox"/> 7 管の強度が正しい。 <input type="checkbox"/> 8 クラックが小さい。 <input type="checkbox"/> 9 マンホール蓋と周囲との隙間が小さい。 <input type="checkbox"/> 10 マンホールのインレットの仕上がりが正しい。 <input type="checkbox"/> 11 施工現場の排水が適切に行われている。 	<p>●検査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当10項目以上……………a 該当7、8、9項目……………b 該当4、5、6項目……………c 該当3項目以下……………d 	<p>●検査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当10項目以上……………a 該当7、8、9項目……………b 該当4、5、6項目……………c 該当3項目以下……………d 		
	Ⅲ、出発検査					

※検査項目に「総合工種（道路+下水道）」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③55（土木工事）（検査員）

別紙3-③-55 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
Ⅲ. 出来残 の出来残 え	グラウンド・コ ート舗装工事 (野球場、グラ ウンド、芝蒔 草、テニスコ ート等)	① 検査対象項目の口印として評価の対象となる場合は「口」印を記入し、評価の対象とならない場合は「×」印を記入する。 ② 「口」印を記入した項目について該当する場合は「口」印を「口」印を記入する。 ③ 評価値（口）印の記入は項目ごとに行われなければならない。 ④ 評価値（口）印は項目ごとに行われなければならない。 ⑤ また、文書による評価を行った場合は、上記評価による。*評価とする。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定器具の不備があったため、検査員が現場検査を行わなかった。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定器具の不備があったため、検査員が現場検査を行わなかった。
Ⅳ. 品質		評価 評定 <input type="checkbox"/> 1. 竣工に先立ち、OB検査、アクリル樹脂等を用いた補修(30%)の補修が行われている。 <input type="checkbox"/> 2. 施工業者が作業に当たっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3. 材料の品質検査が適切で、保管状態が良い。 <input type="checkbox"/> 4. 適合土、灰土の配合(土質試験)が行われており、品質の検査(含水比、透水性試験、観察、土壌改良剤)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 5. 作業(養生)の品質、品質検査方法が明確で、品質関係の補修工事が見受けられる。 <input type="checkbox"/> 6. 養生(足)の補修、品質、施工の状況が適切である。 (理由:)					●評価基準 ・ 該当項目が6以上・・・ a ・ 該当項目が5以上5未満・・・ b ・ 該当項目が4以上4未満・・・ c ・ 該当項目が3以上3未満・・・ d ・ 該当項目が2以上2未満・・・ e	
		評価値 ■ = 該当項目数 ■ / 評価対象項目数 ■ 評価対象項目数の項目以下での評価とする。						

別紙3-③-55 審査項目別運用表 (検査員)

審査項目	工 程	a	b	c	d
Ⅲ. 出来残 の出来残 え	グラウンド・コ ート舗装工事 (野球場、グラ ウンド、芝蒔 草、テニスコ ート等)	●該当する項目の口印として記入する。 <input type="checkbox"/> 1. 平面的に良い。 <input type="checkbox"/> 2. 歩道幅等の面で良好である。 <input type="checkbox"/> 3. 養生(足) 状況が均一で良好である。 <input type="checkbox"/> 4. 内、外野台より周囲との高低差(すりつけ)が良い。 <input type="checkbox"/> 5. 外野施設へのすりつけが良い。	●評価基準 該当4項目以上・・・ a 該当3項目・・・ b 該当2項目・・・ c 該当1項目以下・・・ d	他の評価に該当しない	表っている

※検査項目に「グラウンド・コート舗装工事」を追加

(新 設)

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③56（土木工事）（検査員）

別紙3-③-56

審査項目別運用表 （検査員）

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
Ⅲ. 出来形及び出来納	さく井工事	① 評価対象項目が当該工事において評価の対象となる場合は「評価」欄の□に「1」印を記入し、評価の対象とならない場合は空欄とする。 ② 「1」印を記入した項目について該当する場合は「評価」欄の□に「1」印を記入する。 ③ 対象欄に「1」印のある項目数を分母として当該評価の百分率を算出する。 ④ 評価値（%）＝該当項目数（ ）÷評価対象項目数（ ） ⑤ なお、評価対象項目数が項目数以下の場合は0%とする。 ⑥ また、文書による記録表示を行った場合は、上記評価によらず、e評価とする。				品質関係の測定方法又は検査員が文書で指示を行った。	品質関係の測定方法又は検査員が文書で指示を行った。		
Ⅳ. 品質		評価 判定 <input type="checkbox"/> 1 工事に先立ち地下利に対する地盤調査等の分析が実施されている。 <input type="checkbox"/> 2 掘削記録及び取土処理記録等が適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 3 掘削記録が仕様書とおおむね一致している。 <input type="checkbox"/> 4 掘削機が仕様書とおおむね一致している。 <input type="checkbox"/> 5 掘削機が仕様書とおおむね一致している。 <input type="checkbox"/> 6 フォルト材、挿入材、挿入材が適切に入力されている。 <input type="checkbox"/> 7 ケーシング等挿入、接合作業が適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> 8 その他「理由」				●評価基準 ・該当項目が90%以上・・・a ・該当項目が80%以上90%未満・・・b ・該当項目が70%以上80%未満・・・c ・該当項目が60%以上70%未満・・・d ・該当項目が50%未満・・・e			
		評価値 0% = 該当項目数 0 / 評価対象項目数 9 評価対象項目数が全項目以下なので0%評価とする							

別紙3-③-56

審査項目別運用表 （検査員）

審査項目	工種	a	b	c	d	
		満たしている	やや満たしている	他の評価に該当しない	劣っている	
Ⅲ. 出来形及び出来納	さく井工事	●該当する項目の□に「1」印を記入する。 <input type="checkbox"/> 1 掘削機が仕様書とおおむね一致している。 <input type="checkbox"/> 2 掘削機が仕様書とおおむね一致している。 <input type="checkbox"/> 3 ケーシング、スクリーン等が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 4 全体的な品質が高い。				●評価基準 該当項目以上・・・a 該当項目・・・b 該当項目・・・c 該当項目なし・・・d

（新 設）

※検査項目に「さく井工事」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

審査項目別運用表 別紙3③57（土木工事）（検査員）

続紙0-③-17

審査項目別運用表 （検査員）

審査項目	種別	評価				審査項目別運用表	審査項目別運用表
		a	b	c	d		
3. 土木関係 の工事 又は金借工事	上記以外の工事 又は金借工事	<A> 優れている	b やや優れている	c やや優れている	d 劣っている	審査項目別運用表	審査項目別運用表
4. 音楽 関係	上記以外の工事 又は金借工事	対象項目				審査項目別運用表	審査項目別運用表
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					
		理由:					

審査項目別運用表

対象項目がばらばらによる評価が困難な工事

- ・ 審査項目が90%以上・・・・・・ a
- ・ 審査項目が80%以上90%未満・・・・・・ b
- ・ 審査項目が70%以上80%未満・・・・・・ c
- ・ 審査項目が60%以上70%未満・・・・・・ d
- ・ 審査項目が50%未満・・・・・・ e

対象項目が90%以上90%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が80%以上80%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が70%以上70%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が60%以上60%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が50%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が50%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

（新 設）

続紙0-③-17

審査項目別運用表 （検査員）

審査項目	種 別	評価			
		a	b	c	d
3. 土木関係 の工事 又は金借工事	上記以外の工事 又は金借工事	優れている	やや優れている	劣っている	劣っている
4. 音楽 関係	上記以外の工事 又は金借工事	対象項目			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			
		理由:			

審査項目別運用表

対象項目がばらばらによる評価が困難な工事

- ・ 審査項目が90%以上・・・・・・ a
- ・ 審査項目が80%以上90%未満・・・・・・ b
- ・ 審査項目が70%以上80%未満・・・・・・ c
- ・ 審査項目が60%以上70%未満・・・・・・ d
- ・ 審査項目が50%未満・・・・・・ e

対象項目が90%以上90%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が80%以上80%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が70%以上70%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が60%以上60%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が50%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

対象項目が50%未満の場合は、上記の評価に追加して「その他」を評価する。

※検査項目に「その他」を追加

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

別紙8

「施工プロセス」チェックリスト（建築・電気設備・機械設備工事等）

(工事成績評定要領第5条関係)
別紙8-1(改)

「施工プロセス」チェックリスト(建築・電気設備・機械設備工事等) (1/8)

1. 工事名: 〇 〇
 2. 工期: 昭和52年11月0日 ~ 平成2年3月0日 契約(所)名: 〇
 3. 発注者: 〇 〇 監督員名: 〇

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて追加することとする。
 ②チェック欄では、書翰もしくは現場等で確認した日及びその内容が適切であれば口にチェックマークを記入し、適切でなければ、備考欄に指示事項、是正状況、取組み状況等を記入する。
 ③用語の定義については、契約書(当初契約書、変更後)上欄内に行う契約変更後とする。

検査項目別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目的)	対象	着手前	チェック時期(相応事項)										備考 (指示事項及び その是正状況等)	
					施 工 中											
工 程 別 工 事 別	〇品質・安全管理体制	①品質及び安全管理に関わる管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇建設業退職金共済制度	②建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に納入した。(契約締結後1ヶ月以内、追加加入時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に納入した。(先取時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に納入した。(着手時、終了時並行)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇優良代金内訳書	⑤優良代金内訳書を契約締結14日以内に、所定の様式で提出した。 (発注後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇労働保険関係成立	⑥労働保険関係成立を工事現場の専任の場所に掲示している。 (発注1ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇建設業許可制度	⑦建設業法に定められた業種を正しく記載し、公衆の見やすい場所に 公示している。(全ての下請業者を含む。) (発注1ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇施工関係各種、施工 保身	⑧施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑨施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑩施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※建設業退職金共済制度に関する②③④の文言を川口市建設工事請負契約書
 入札参加者の注意事項10「建設業退職金共済制度への加入等について」
 の文言に合わせ変更

考査項目別運用表の文言は変更しません。

別紙8

「施工プロセス」チェックリスト（建築・電気設備・機械設備工事等）

(工事成績評定要領第5条関係)
別紙8-1(改)

「施工プロセス」チェックリスト(建築・電気設備・機械設備工事等) (1/8)

1. 工事名: 〇 〇
 2. 工期: 令和元年12月18日 ~ 令和2年3月1日 契約(所)名: 建築業
 3. 発注者: 有限会社ヒルマ建設工業 代表取締役 豊隆 光司 監督員名: 主任 山村 山登

①「施工プロセス」チェックリストは、仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。項目については、実情に応じて追加することとする。
 ②チェック欄では、書翰もしくは現場等で確認した日及びその内容が適切であれば口にチェックマークを記入し、適切でなければ、備考欄に指示事項、是正状況、取組み状況等を記入する。
 ③用語の定義については、契約書(当初契約書、変更後)上欄内に行う契約変更後とする。

検査項目別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目的)	対象	着手前	チェック時期(相応事項)										備考 (指示事項及び その是正状況等)	
					施 工 中											
工 程 別 工 事 別	〇品質・安全管理体制	①品質及び安全管理に関わる管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇建設業退職金共済制度	②建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に提出した。(契約締結後1ヶ月以内、追加加入時)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に提出した。(先取時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④建設業退職金共済制度に加入し保険料を契約締結1ヶ月以内 に提出した。(着手時、終了時並行)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇優良代金内訳書	⑤優良代金内訳書を契約締結14日以内に、所定の様式で提出した。 (発注後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇労働保険関係成立	⑥労働保険関係成立を工事現場の専任の場所に掲示している。 (発注1ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇建設業許可制度	⑦建設業法に定められた業種を正しく記載し、公衆の見やすい場所に 公示している。(全ての下請業者を含む。) (発注1ヶ月以内)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	〇施工関係各種、施工 保身	⑧施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑨施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		⑩施工関係各種(労働安全衛生法関係)を関係者に配布し、かつ、同一のもの を提出した。 (発注時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

<p>考查項目別運用表 （建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築電気機械複合）</p> <p>※考查項目別運用表 別紙1-①～⑧監督員（建築工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙1-①～⑧監督員（電気設備工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙1-①～⑧監督員（機械設備工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙1-①～⑨監督員（建築電気機械複合工事）を追加</p> <p>※考查項目別運用表 別紙3-①～④検査員（建築工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙3-①～④検査員（電気設備工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙3-①～④検査員（機械設備工事） 網掛けがある項目は、「公共建築工事成績評定要領作成指針」により、必須から標準に変更</p> <p>考查項目別運用表 別紙3-①～④検査員（建築電気機械複合工事）を追加</p>	<p>考查項目別運用表 別紙1（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）</p> <p>※別添 川口市工事成績評定要領 考查項目別運用表（旧）（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）を参照</p> <p>考查項目別運用表 別紙3（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）</p> <p>※別添 川口市工事成績評定要領 考查項目別運用表（旧）（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）を参照</p>
--	---

川口市工事成績評定要領（昭和52年4月20日決裁）の一部を次のように改正する。

※別添

川口市工事成績評定要領 考査項目別運用表（新）
（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、 建築電気機械複合）を参照

施行期日

令和3年4月1日から施行し、同日以後に当初契約を締結する工事から適用するもの。